

## 掲 示

### 災害時における飯豊山系砂防事務所所管施設等（関川村地区）の緊急的な災害応急対策業務に係る技術資料の公募について

標記について、下記により技術資料を公募する。

なお、技術資料が提出されても、記2. の「技術資料の提出を求める対象者」以外の者及び記3. (3)-1)の「欠格要件」のある者については、協定締結の相手方として指名しないものとする。また、多数の応募者がある場合は、記3. (3)-2)の「技術的要件等」を審査して、協定締結の相手方として指名しないことがある。

令和 5年 2月22日  
北陸地方整備局  
飯豊山系砂防事務所長  
山路 広明

記

#### 1. 業務概要

- (1) 業務名 災害時における飯豊山系砂防事務所所管施設等（関川村地区）の緊急的な災害応急対策業務
- (2) 業務場所 飯豊山系砂防事務所管内（関川村地区）
- (3) 業務内容 本業務は、災害時における飯豊山系砂防事務所所管施設等（関川村地区）の緊急的な災害応急対策業務に関する支援を本公募により締結する協定に基づき実施するものである。
- (4) 工期 令和 5年4月1日から令和 7年3月31日まで
- (5) その他 待機指示を行った場合の待機補償を行う。

#### 2. 技術資料の提出を求める対象者

次の全ての条件を満たさなければならない。

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関するのを除く。）における令和5・6年度一般競争参加資格者で一般土木工事B又はC等級の認定を受けていること。  
なお、上記認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することが出来る。この場合においては、2. (1) 及び (3) から (9) までに掲げる条項を満たしており、かつ技術審査時に、2. (2) に掲げる北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関するのを除く。）における令和5・6年度一般競争（指名

競争) 参加資格の定期受付において、希望工種区分を一般土木工事として申請していることとする。なおその場合、受理されていることが確認できる書類の写しを提出すること。なお、令和 5 年 4 月 1 日時点において、上記申請に対して認定を受けていなければならない。

(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 一般土木工事 B 又は C 等級にあっては、新潟県村上地域振興局管内(米沢市、南陽市、高畠町、川西町除く)に建設業法に基づく「土木一式工事」の許可を受けた本社を有すること。  
なお、経常建設共同企業体にあっては、全ての構成員が、上記の要件を満たしていること。
- (5) 平成 20 年度以降に元請として完成した工事で、飯豊山系砂防事務所発注の次の工事のいずれかの施工実績を有すること。ただし、評定点合計が 65 点未満のものを除く。

砂防工事における砂防堰堤工事、流路工工事、床固工事、砂防施設改良工事

- (6) 建設共同企業体の実績をもって単体として応募する場合は、出資比率が 20 % 以上の場合のものに限る。
- (7) 単体の実績をもって経常建設共同体で応募する場合は、出資比率が 20 % 以上の場合のものに限る。
- (8) 技術資料の提出期限日から協定締結の時までの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に經營を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3. 技術資料の作成及び提出

#### (1) 技術資料作成要領の入手方法

交付方法： 次の交付場所・交付期間に資料を交付する。

交付場所： 北陸地方整備局 飯豊山系砂防事務所 工務課

〒999-1363 山形県西置賜郡小国町大字小国小坂町3-48

TEL 0238-62-2566 (代表) 内線 311 工務課長

交付期間： 令和 5 年 2 月 22 日(水)から令和 5 年 3 月 14 日(火)までの午前 9 時から午後 4 時までとする。

ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）  
第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）は交付しない。

## （2）技術資料の作成及び提出方法

技術資料作成要領に示す様式及び留意事項に基づき作成する。

受付期間：令和5年3月13日（月）から令和5年3月14日（火）までの2日間とし、午前9時から午後4時までとする。

受付場所：北陸地方整備局 飯豊山系砂防事務所 工務課

〒999-1363 山形県西置賜郡小国町大字小国小坂町3-48

TEL 0238-62-2566（代表） 内線 311 工務課長

提出方法：提出部数は1部とし、持参、郵送（書留郵便に限る）又は託送（書留郵便と同等のものに限る）するものとする。

## （3）技術資料等の審査事項

提出された資料等により、次の事項について審査し、別紙の技術審査基準を基に選定する。

### 1) 欠格要件

- a 不誠実な行為 (a) 指名停止 (b) 契約違反 (c) 一括下請等 (d) 排除要請
- b 経営状況
- c 安全管理
- d 労働福祉
- e 工事成績
- f 令和5・6年度一般競争参加資格者（令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格確認申請書受理者含む）で一般土木工事B及びC等級以外

### 2) 技術的要件等

- a 技術的特性 (a) 施工実績 (b) 技術者評価
- b 地理的条件
- c 出動所要時間
- d 常用労務者数
- e その他 (a) 安全、労働福祉

他の区域で協定締結の相手方として指名された場合は、協定締結を辞退することができる。この場合、上記3.(3)-2)の「技術的要件等」の審査で次点の者を指名する。

## 4. その他

（1）提出された技術資料は返却しない。ただし、資料の撤回は技術資料の提出期限から起算して7日（「休日」は含まない。）以内とする。この場合これらを理由に以降の指名等について不利益な取扱いはしない。

## （2）技術資料に関する問い合わせ先

北陸地方整備局 飯豊山系砂防事務所 工務課

〒999-1363 山形県西置賜郡小国町大字小国小坂町3-48

TEL 0238-62-2566（代表） 内線 311 工務課長

## （3）技術資料の審査及び指名審査

技術資料等の審査確認日は入札・契約手続運営委員会の開催日とする。

- (4) 本業務に係る協定締結は、令和5年4月3日を予定している。

(別紙)

## 技術審査基準(案)

評価項目	選定の着目点	3A	2A	A	B	C
①地理的条件	(1) 本社の所在地			イ) 村上地域振興局管内地域に本社がある。		
②施工実績	(1) 同種工事の施工実績 (過去15年間)			イ) 飯豊山系砂防事務発注の施工実績がある。		ロ) 実績無し
③技術者評価	(1) 同種工事の工事経験を有する会社の技術者数			イ) 飯豊山系砂防事務所発注の工事経験を有し且つ、資格を有する技術者が5名以上いる。	ロ) 飯豊山系砂防事務所発注の工事経験を有し且つ、資格を有する技術者が5名未満。	ハ) 資格を有する技術者がいない又は工事経験がない
	(2) 砂防技術者資格の登録者数		イ) 砂防・急傾斜管理技術者の資格を有する技術者が1名以上いる。		ハ) イ) 以外	
④安全・労働福祉	(1) 安全管理に関する表彰 (過去2年間)			イ) 表彰有り。	ロ) 表彰を受けた翌日から技術資料の提出期限日までに、文書注意、警告又は指名停止の措置を受けた場合 ハ) 表彰無し	
	(2) 建退協の加入状況			イ) 加入している	ロ) 加入していない。	
⑤工事成績	北陸地方整備局発注工事(港湾空港関係事務に関する件を除く)における令和2年度、令和3年度の一般土木工事の工事成績評定の平均点。JV時及び単体時の工事成績も評価の対象とする。	イ) 80点以上 ロ) 75点以上80点未満		ハ) 70点以上75点未満	ニ) 65点以上70点未満又は実績なし ホ) 65点未満	
⑥出動所要時間又は距離	出動所要時間と緊急的な応急対策の実施関係			イ) 出動所要時間1時間未満又は20km未満	ロ) イ) 以外	
⑦建設資機材等	緊急的な災害応急対策の実施関係(常用作業員数) ※建設機械の保有状況を考慮しても良い。			イ) 常用作業員10名以上	ロ) イ) 以外	
⑧不誠実な行為・安全管理に係る措置期間終了後の措置	不誠実な行為安全管理に係る措置を受けた者が対象 (注) 審査日は、入札・契約手続き運営委員会の開催日とする。		イ) -2A ・審査日時点で、措置期間終了日の翌日から起算して当該措置期間の2倍の期間内の場合 ハ) -A ・審査時点で「文書注意」又は「口頭注意」の措置期間内の場合	ロ) -A ・審査日時点で、イ)の期間終了日の翌日から起算して当該措置期間の2倍の期間内の場合 ハ) -A ・審査時点で「文書注意」又は「口頭注意」の措置期間内の場合		

※③技術者評価、⑥出動所要時間又は距離の評価基準の数値及び⑦建設資機材等の評価内容・評価基準の数値については、地域特性等勘案し各事務所で定めてよい。

評価方法 (1)②、③、⑤でCが一つでもあれば非指名とする。

(2)項目①～⑧のAの数、工事点数、参考項目を総合的に判断し、順位付けする。